

## いじめ防止対策委員会

### 1 目的

いじめはどこの学校でも起こり得るという前提のもとに、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが起きたと思われる時には、適切かつ迅速にこれに対処する。

### 2 取組内容

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

### 3 委員構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当の他，校長が必要と認める者。  
(心のサポーターとも連携し，随時，参加を要請する。)

### 4 開催日

毎月1回，委員会を開催する。(気になる児童の様子は，暮会で随時情報交流する。)  
いじめ発見の場合は，校長が決定の上，「緊急いじめ対策会議」を開催する。

### 5 年間活動計画

【通常】未然防止	【緊急】いじめ発生時，終息後
○いじめ防止委員会の設置	◎緊急いじめ対策委員会の結成
○年間活動計画・活動事例の作成	(警察等関係機関・教育委員会との連携)
○保護者・地域への啓発，協力要請	◎専門的指導の導入
○外部相談機関の紹介	(メンタルヘルス・ケア配慮)
○実態把握アンケート，情報交換	◎家庭との連携
○校内研修(事例研究等)	◎明確な指導方針，対応策の提示
○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施	◎サポートチームの対応策検討
	◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施，生命尊重の教育の実施
	◎いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信

### いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月 28 日公布)

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。